

確定申告

平成26年1月から記帳と帳簿などの保存が必要です

税務課町民税係 【☎028(677)6013】

平成26年1月から(平成27年の申告)、事業所得(農業・営業など)、不動産所得、山林所得のあるすべての人は、白色申告者でも、帳簿に記録し、作成した書類や受け取った書類を保存しておく必要があります。所得税の申告の必要がない人も対象です。詳細はお問い合わせください。

○帳簿の記帳……収入金額や経費について、年月日、売上先、仕入先、相手方の名称、金額などを記載します。様式については特に定めはありません。

○保存が必要な書類……収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書など

【簡易な記帳例】(農業)

〇〇年		摘要	収入		経費		
月	日		販売金額	雑収入	雇人費	賃借料(小作料)	租税公課(税金等)
11	5	野菜売上 道の駅〇〇	50,000				
11	15	肥料代 〇〇商店					
11	18	米売上 納品書No.1, 2, 3	500,000				
11	25	交付金 〇〇農政局		96,000			
11月分計			550,000	96,000			
12	20	地代支払 芳賀太郎				80,000	
12	31	家事消費 米360kg	78,000				
12	31	電気料(農業分20%) 口座振替					
12月分計			78,000				
年間計			2,500,000	126,000	80,000	58,000	

→
下段へ
続く

経費								
水道光熱費	種苗費	肥料費	農具費	農業費	材料費	修繕費		雑費
		21,000						
		21,000						

※米、麦その他の穀物については、別に①収穫年月日、②農作物の種類、③数量の記録が必要になります。

【書類の保存期間】

帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
請求書・領収書など	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関する請求書・納品書・送り状・領収書などの書類	5年

平成26年度個人住民税の税制改正

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方税法の特例が定められ、平成26年度から平成35年度まで、個人町県民税の均等割に1,000円が加算されます。

◇県民税の均等割年額: 現行1,700円に500円が加算され2,200円に(うち700円は「とちぎの元気な森づくり県民税」で平成29年度まで)

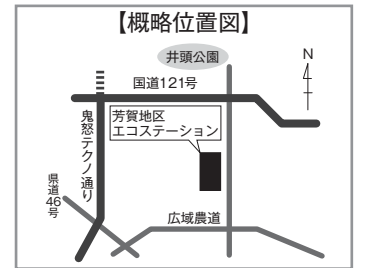
◇町民税の均等割年額: 現行3,000円に500円が加算され3,500円に

平成26年
4月から

ごみの分別・排出方法が変わります

環境対策課環境対策係 【☎028(677)6041】

ごみ処理は、平成26年4月1日から芳賀郡内全市町での広域化に変わり、ごみの分別・排出方法が変わります。お手数をおかけしますが、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



新しいごみ処理施設

芳賀地区エコステーション (真岡市堀内地内 ※井頭公園南)

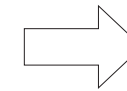
運営: 芳賀地区広域行政事務組合 TEL 0285(81)1244

平成26年4月からの主な変更点

●ビン(飲料水・食品などが入っていたもの)は3色に分別します

ごみステーション備え付けの「無色(口部が無色のものです)」・「茶色」・「その他」の各コンテナに分けて入れてください。※割れたビンは「不燃物ごみ」としてください。

現在



平成26年4月以降



無色

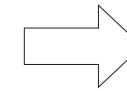
茶色

その他

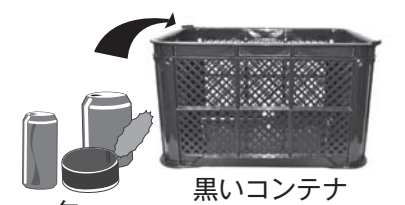
●ペットボトルと缶は分別します

ペットボトルと缶は別々のコンテナに入れて、排出してください。

現在



平成26年4月以降



ペットボトル

缶

黒いコンテナ

●ごみの直接持ち込みは芳賀地区エコステーションへ

ごみを直接持ち込む際は、持ち込み者の住所を確認できるもの(運転免許証など)の提示が必要です。

※芳賀郡中部環境衛生事務組合への持ち込みは、4月1日以降はできません。

※家電リサイクル法対象品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など)は、次のいずれかの方法で処理してください。

▶購入先にリサイクル料と運搬料を支払って依頼する

▶郵便局でリサイクル料を支払い、受け取ったりサイクル券と一緒に指定の引取場所に自分で運搬する

ごみの分別・搬出方法変更点について、環境美化指導員・行政連絡員を対象に、各大字単位で説明会を実施する予定です。説明会の日程が決まりましたら、広報はが・芳賀チャンネルなどでもお知らせしますので、参加をお願いします。